

資料 2

令和 3 年度第 1 回

大阪府都市計画審議会資料

令和3年度第1回 大阪府都市計画審議会

資 料 目 次

議案番号	案 件 名	ページ
464	南部大阪都市計画区域区分の変更	1
465	東部大阪都市計画都市再開発の方針の変更	4
466	南部大阪都市計画都市再開発の方針の変更	13
467	北部大阪都市計画防災街区の整備の方針の変更	17
468	東部大阪都市計画防災街区の整備の方針の変更	21
469	南部大阪都市計画防災街区の整備の方針の変更	28
470	東部大阪都市計画道路の変更	32
471	東部大阪都市計画都市高速鉄道の変更	36

南部大阪都市計画区域区分の変更（大阪府決定）

1. 変更内容（新旧対照表）

I 市街化区域及び市街化調整区域の区分

	市街化区域	市街化調整区域	備 考
新	約 35, 345 ha	約 52, 125 ha	約 22 ha 市街化区域増
旧	約 35, 323 ha	約 52, 147 ha	

「位置及び区域は位置図及び計画図表示のとおり」

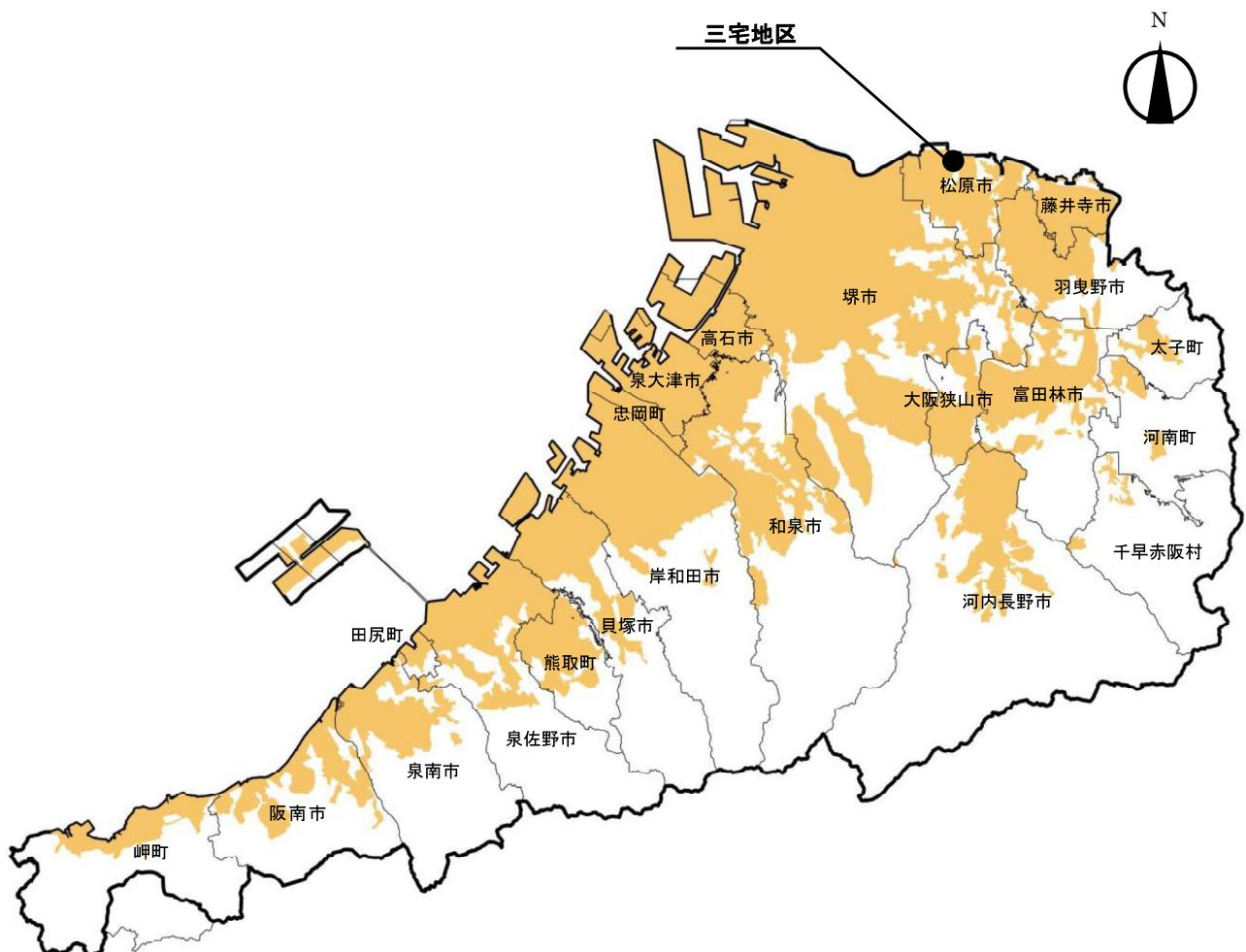
II 人口フレーム

年 次 区 分	平成27年 (基準年次)	令和7年 (目標年次)
都市計画区域内人口	2,357.8千人	2,226.4千人
市街化区域内人口	2,202.4千人	2,071.8千人
配分する人口	—	2,061.9千人
保留する人口	—	9.9千人
特定保留	—	—
一般保留	—	9.9千人

2. 変更理由

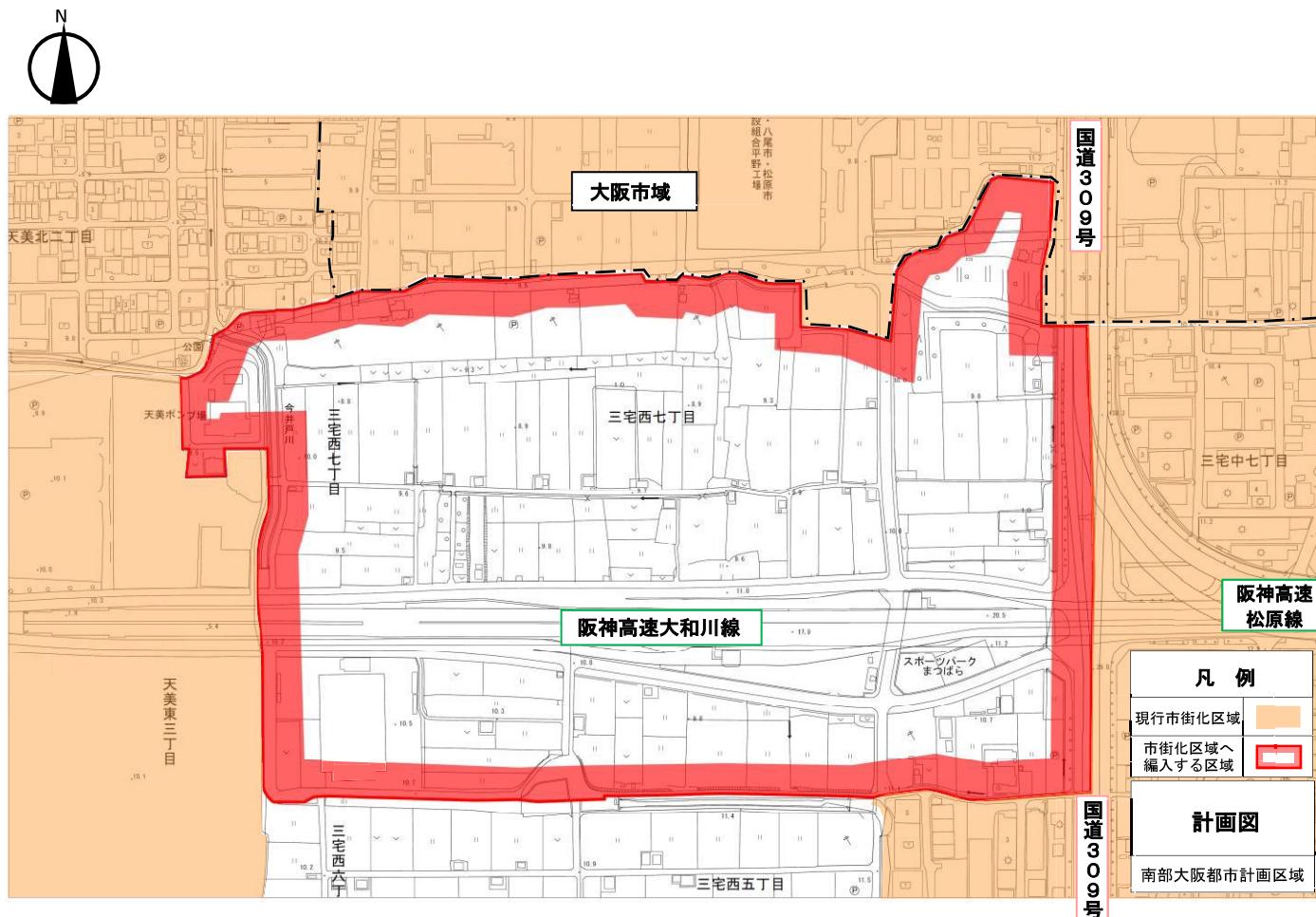
南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針において保留区域に設定されている三宅地区について、土地区画整理事業及び地区計画による計画的な市街地整備が確実となったことから、当該地区について、保留区域を解除し、市街化区域に編入する。

位 置 図



凡 例			
[]	都市計画区域	[]	市町村界
[]	市街化区域	●	区域区分の変更

計画図 三宅地区（松原市）



東部大阪都市計画都市再開発の方針の変更（大阪府決定）

1. 変更の概要

対象市名	変更項目	変更内容
寝屋川市 門真市 東大阪市	計画的な再開発が必要な市街地	<ul style="list-style-type: none"> JR寝屋川公園駅周辺地区を追加する。 東大阪市北部市街地、東大阪市西部中心市街地、東大阪市東北部市街地及び東大阪市東南部市街地の目標等を変更する。
	特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区	<ul style="list-style-type: none"> 若江・岩田・瓜生堂地区を追加する。 近鉄若江岩田駅周辺地区、近鉄河内花園駅周辺地区を削除する。 門真市北部地区の事業の計画の概要を変更する。 J R 徳庵駅周辺地区、近鉄布施駅周辺地区、近鉄長瀬駅周辺地区、近鉄弥刀駅周辺地区、J R 長瀬駅周辺地区、東大阪市新都心整備地区、近鉄瓢箪山駅周辺地区の目標等を変更する。

2. 変更理由

都市再開発法第2条の3第1項の規定に基づく「都市再開発の方針」について、都市における土地利用の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、「計画的な再開発が必要な市街地」及び当該市街地に係る再開発の目標等を変更する。また、開発整備の進捗等にあわせて、「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」及び当該地区の計画の概要を変更する。

別表1 計画的な再開発が必要な市街地

	番号	計画的な再開発が必要な市街地	面積	市町村名	再開発の目標	土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針	特に整備効果が大きいと予想される地区又は特に早急に再開発を促進すべき地区	特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区	備考
変更前		(指定なし)							
変更後	215-4	JR寝屋川公園駅周辺地区	約56ha	寝屋川市	JR東海川今南駅周辺は伏見豊島川公園等の豊かな景観と第二京阪道路や都田元計画道路等のアクセス性を活かした車の都由様の形成と災害に対する安心感で、安心安全で、に優しい都市的な居住環境を有したまちづくりを推進する。	地域資源や空き地の利便性を有効活用するなど、都田元駅周辺としての拠点形態を確立し、駅を中心としたコンバートで魅力あるまちづくりを実現する。 都田元駅としての拠点形態を確立する。	地下鉄高井田駅周辺地区		
変更前	227-1	東大阪市北部市街地	約660ha	東大阪市	主要幹道駅東西等を中心とした周辺地域の特性に応じて、地域中心商業地にふさわしい商業・業務機能の集積を図る。 密集市街地や住工混在地の居住環境の改善を図る。	JRおおさか東線と幹線道路等を中核とした周辺地域では、公的施設の整備においてあわせた商業・業務機能の集積と都市型住宅の建設を推進するなど、東大阪市北西部の沿道商業ゾーンとして計画的な土地の高度利用を図る。	川俣木みらいセンター周辺 JR成田駅周辺地区	川俣木みらいセンター周辺	
変更後	227-1	東大阪市北部市街地	約660ha	東大阪市	主要幹道駅東西等を中心とした周辺地域の特性に応じて、地域中心商業地にふさわしい商業・業務機能の集積を図る。 密集市街地や住工混在地の居住環境の改善を図る。	JRおおさか東線と幹線道路等を中核とした周辺地域では、公的施設の整備と土地の高度利用を図る。 既存工業地区の高度化と都市型商業の集積を図る。	JR寝屋川駅周辺地区	JR寝屋川駅周辺地区	
変更前						JRおおさか東線と幹線道路等を中核とした周辺地域では、公的施設の整備と土地の高度利用を図る。 既存工業地区の高度化と都市型商業の集積を図る。	JRおおさか東線と幹線道路等を中核とした周辺地域では、公的施設の整備と土地の高度利用を図る。 既存工業地区の高度化と都市型商業の集積を図る。	JR寝屋川駅周辺地区	
変更後	227-1	東大阪市北部市街地	約660ha	東大阪市	主要幹道駅東西等を中心とした周辺地域の特性に応じて、居住・商業・子育て等の生活支援機能の集積を図り、都心の魅力を増大させるとともに、併せてまちの美しさを出す。	大阪モノレール新規段の既存駅周辺では地域を支える商業・業務機能や日常生活サービス機能や日々の日常生活をより豊かな基礎的な生活支援機能を維持・保有するために計画的に地上の高密度利用を図る。	JRおおさか東線と幹線道路等を中核とした周辺地域では、公的施設の整備と都市型商業の集積と都市型住宅の建設を促進し、計画的な土地の高度利用を図る。	JR寝屋川駅周辺地区	JR寝屋川駅周辺地区

新旧対照表

別表1 計画的な再開発が必要な市街地

番号	面積	計画的な再開発が必要な市街地	面積	市町村名	再開発の目標	土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針	特に整備効果が大きいと予想される地区又は特に早急に再開発を行なうことが望ましい地区	特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区	備考
変更前 227-2	東大阪市 街地	東大阪市 西都心市 街地	約130ha	東大阪市	東大阪市の中心商業業務ゾーンにふさわしい商業・業務機能の集積と周辺地域の特性をもつて、主要鉄道駅を中心とした商業・業務機能の集積と都市型住宅の建設を促進するなど、周辺地域の高度利用を図る。また、地区中心部に位置する高井田長堀線、片代堺川線などの整備を推進する。	東大阪市の中心商業業務ゾーンとして、塵在商店街の近代化、市街地再開発事業を促進するなど、計画的な商業・業務機能の集積と都市型住宅の建設を促進する。	近鉄布施駅周辺地区	近鉄布施駅周辺地区	
変更後 227-2	東大阪市 西部市街地	東大阪市 西部市街地	約130ha	東大阪市	近鉄布施駅周辺地区と連んでする沿道商業ゾーンとして、公共施設の整備にあわせ、計画的な土地の高度利用を図る。また、商業・業務機能の集積と都市型住宅の建設を促進する。	近鉄布施駅周辺地区と連んでする沿道商業ゾーンとして、公共施設の整備にあわせ、計画的な土地の高度利用を図る。また、商業・業務機能の集積と都市型住宅の建設を促進する。	近鉄小阪駅周辺地区	近鉄小阪駅周辺地区	
変更前 227-2	東大阪市 街地	東大阪市 街地	約130ha	東大阪市	都心型住宅地として再整備を行い、地区的活性化に努めるとともに、不燃化を促進し、区域避難地の確保を図る。	都心型住宅地として再整備を行い、地区的活性化に努めるとともに、不燃化を促進し、区域避難地の確保を図る。	八戸の里・西岩田地区	八戸の里・西岩田地区	
変更後 227-2	東大阪市 街地	東大阪市 街地	約130ha	東大阪市	建物の不燃化を促進し、区域避難地の確保を図る。	建物の不燃化を促進し、区域避難地の確保を図る。	近大・上小阪駅周辺地区	近大・上小阪駅周辺地区	
変更前 227-2	東大阪市 街地	東大阪市 街地	約130ha	東大阪市	鉄道駅周辺では、公共施設の整備にあわせた商業機能の集積と都市型住宅の建設を促進するなど、駅前商業ゾーンとして計画的な土地の高度利用を図る。JRおさか東線駅及び交通干渉点など、周辺環境を図る。	鉄道駅周辺では、公共施設の整備にあわせた商業機能の集積と都市型住宅の建設を促進するなど、駅前商業ゾーンとして計画的な土地の高度利用を図る。JRおさか東線駅及び交通干渉点など、周辺環境を図る。	近鉄長瀬駅周辺地区 近鉄長瀬駅周辺地区 近鉄新長瀬駅周辺地区 近鉄新長瀬駅周辺地区	近鉄長瀬駅周辺地区 近鉄新長瀬駅周辺地区 近鉄新長瀬駅周辺地区 近鉄新長瀬駅周辺地区	
変更後 227-2	東大阪市 街地	東大阪市 街地	約130ha	東大阪市	住宅地として車両備蓄を行い、地区的活性化に努め、居住性・防災性の向上に努める。JRおさか東線駅の設置及び連絡立体交差事業に開通する公共施設の整備にあわせて商業・業務施設の整備と都市型住宅の建設を促進し、計画的な高度利用を図る。JRおさか東線駅の設置及び連絡立体交差事業に開通する公共施設の整備と都市型住宅の建設を促進し、計画的な高度利用を図る。	住宅地として車両備蓄を行い、地区的活性化に努め、居住性・防災性の向上に努める。JRおさか東線駅の設置及び連絡立体交差事業に開通する公共施設の整備と都市型住宅の建設を促進し、計画的な高度利用を図る。JRおさか東線駅の設置及び連絡立体交差事業に開通する公共施設の整備と都市型住宅の建設を促進し、計画的な高度利用を図る。	大瀬駅周辺地区 JR長瀬駅周辺地区	大瀬駅周辺地区 JR長瀬駅周辺地区	
変更前 227-2	東大阪市 街地	東大阪市 街地	約130ha	東大阪市	JRおさか東線駅周辺では、車両備蓄と連絡するエリアとして、来訪者加大を目的とした様々な都市型住宅を推進する。	JRおさか東線駅周辺では、車両備蓄と連絡するエリアとして、来訪者加大を目的とした様々な都市型住宅を推進する。	大阪モノレール(仮称)瓜生堂駅西端地区	大阪モノレール(仮称)瓜生堂駅西端地区	
変更後 227-2	東大阪市 街地	東大阪市 街地	約130ha	東大阪市	既存工業地区の高度化と都市型産業の集積を図る。JRおさか東線駅周辺において民間と行政の共同による災害に強いまちづくりを促進する。	既存工業地区の高度化と都市型産業の集積を図る。JRおさか東線駅周辺において民間と行政の共同による災害に強いまちづくりを促進する。	JR長瀬駅周辺地区	JR長瀬駅周辺地区	
変更前 227-2	東大阪市 街地	東大阪市 街地	約130ha	東大阪市	東大阪市では東大阪市の中心機能を確立するために計画的な土地の高度利用を図る。JRおさか東線駅周辺では、車両備蓄と連絡するエリアとして、来訪者加大を目的とした様々な都市型住宅を推進する。	東大阪市では東大阪市の中心機能を確立するために計画的な土地の高度利用を図る。JRおさか東線駅周辺では、車両備蓄と連絡するエリアとして、来訪者加大を目的とした様々な都市型住宅を推進する。	大阪モノレール(仮称)瓜生堂駅西端地区	大阪モノレール(仮称)瓜生堂駅西端地区	
変更後 227-2	東大阪市 街地	東大阪市 街地	約130ha	東大阪市	JRおさか東線駅周辺では、車両備蓄と連絡するためには、不燃化を促進し、計画的な土地の高度利用を図る。また、地区の活性化に努めるとともに、周辺地区の活性化を図る。	JRおさか東線駅周辺では、車両備蓄と連絡するためには、不燃化を促進し、計画的な土地の高度利用を図る。また、地区の活性化に努めるとともに、周辺地区の活性化を図る。	近鉄布施駅周辺地区 近鉄布施駅周辺地区	近鉄布施駅周辺地区 近鉄布施駅周辺地区	
変更前 227-2	東大阪市 街地	東大阪市 街地	約130ha	東大阪市	JRおさか東線駅周辺では、公共施設の整備にあわせた商業機能の集積と都市型住宅の建設を促進する。	JRおさか東線駅周辺では、公共施設の整備にあわせた商業機能の集積と都市型住宅の建設を促進する。	近鉄長瀬駅周辺地区 近鉄新長瀬駅周辺地区	近鉄長瀬駅周辺地区 近鉄新長瀬駅周辺地区	
変更後 227-2	東大阪市 街地	東大阪市 街地	約130ha	東大阪市	JRおさか東線駅周辺では、日常生活で必要な基盤的な都市機能を維持・整備する。	JRおさか東線駅周辺では、日常生活で必要な基盤的な都市機能を維持・整備する。	JR長瀬駅周辺地区	JR長瀬駅周辺地区	

別表1 計画的な再開発が必要な市街地

	番号	計画的な再開発が必要な市街地	面積	市町村名	再開発の目標	土地の合理的かつ健全な高度な利用及び都市機能の更新に関する方針	特に整備効果が大きいと予想される地区又は特に再開発を行ったことが望ましい地区	特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区	備考
変更前	227-3	東大阪市東北部市街地	約1,030ha	東大阪市	東部大阪の都市観点に立派揃いの形成を図る。各機能が集積した複数心の形成を図る。主要鉄道駅等を中心的に、周辺地域の特性に応じて、地域中心商業地による、商業・業務機能の集積を図る。市街地や住工混在地の居住環境の改善を図る。	新都心（長田・豊本地区）では、中堅管理機能をはじめとして商業・業務機能などの集積と、計画的な土地の高度利用を図る。近隣にはみどり銀閣居辺では、計画的な土地の高度利用を図る。	新都心（長田・豊本地区）では、中堅管理機能をはじめとして商業・業務機能がどの集積と、計画的な土地の高度利用を図る。計画的な土地の高度利用を図る。	特に整備効果が大きいと予想される地区又は特に再開発を行ったことが望ましい地区	特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区
変更後	227-3	東大阪市東北部市街地	約1,030ha	東大阪市	幹線道路の整備される地区では地区の状況に応じ用途転換を誘導するとともに、土地の高度利用を図る。既存工業地区の高度化と都市型産業の集積を図る。密集市街地において民間と行政の共同による災害に強く、まちづくりを促進する。生駒山麓の良好な住環境の保全と自然景観の整備を図る。	幹線道路の整備される地区では地区の状況に応じ用途転換を誘導するとともに、土地の高度利用を図る。既存工業地区の高度化と都市型産業の集積を図る。密集市街地において民間と行政の共同による災害に強く、まちづくりを促進する。生駒山麓の良好な住環境の保全と自然景観の整備を図る。	幹線道路の整備される地区では地区の状況に応じ用途転換を誘導するとともに、土地の高度利用を図る。既存工業地区の高度化と都市型産業の集積を図る。密集市街地において民間と行政の共同による災害に強く、まちづくりを促進する。生駒山麓の良好な住環境の保全と自然景観の整備を図る。	幹線道路の整備される地区では地区の状況に応じ用途転換を誘導するとともに、土地の高度利用を図る。既存工業地区の高度化と都市型産業の集積を図る。密集市街地において民間と行政の共同による災害に強く、まちづくりを促進する。生駒山麓の良好な住環境の保全と自然景観の整備を図る。	幹線道路の整備される地区では地区の状況に応じ用途転換を誘導するとともに、土地の高度利用を図る。既存工業地区の高度化と都市型産業の集積を図る。密集市街地において民間と行政の共同による災害に強く、まちづくりを促進する。生駒山麓の良好な住環境の保全と自然景観の整備を図る。

別表1 計画的な再開発が必要な市街地

	番号	計画的な再開発が必要な市街地	面積	市町村名	再開発の目標	土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針	特に整備効果が大きいと予想される地区又は特に早急に再開発を行なうべき地区	特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区	備考	
変更前	227-4	東大阪市東南部市街地	約910ha	東大阪市	主要駅周辺を中心とした、周辺地域の特性に応じて、地域中心商業地にふさわしい商業・業務機能の集積を図る。 密集市街地や住工混在地の居住環境の改善を図る。 自然環境の保全と良好な居住環境の形成を図る。	鉄道駅周辺では、公共施設の整備において計画的な土地の高度利用を図る。 <u>大阪瓢箪山駅などの整備を推進する。</u>	近鉄若江岩田駅周辺地区 近鉄内花園駅周辺地区	近鉄若江岩田駅周辺地区 近鉄内花園駅周辺地区		
変更後	227-4	東大阪市東南部市街地	約910ha	東大阪市	主要駅周辺を中心とした、周辺地域の特性に応じて、居住・商業・子育て等の生活支援機能の集積を図り、都山の魅力を尊重するとともに、車にて暮らすものの実現を目指す。 密集市街地や住工混在地の居住環境の改善を図る。 自然環境の保全と良好な居住環境の形成を図る。	大阪モレール駅周辺では、様々な都市機能を維持・誘導するため、計画的な土地の高度利用を図る。 <u>防災再開発推進区では防災公共施設の整備、及び老健施設等の建替を促進し、都市機能の更新を図る。</u>	若江・岩田・瓜生堂地区 若江・岩田・瓜生堂地区	近鉄瓢箪山駅周辺地区	近鉄瓢箪山駅周辺地区	

新旧対照表

別表2 計画的な再開発が必要な市街地のうち特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区

番号	地区名	地区面積	市町村名	地区的再開発、整備等の主たる目標	基本の方針、その他の土地利用計画の概要	建築物の更新の方針	都市施設及び地区施設の整備の方針	再開発の推進のための必要な公共及び民間の設備、再開発の促進のための条件整備等の措置	概ね5年以内に実施予定の主要な面的整備の事業又は住宅整備事業の計画概要	その他の必要に応じて定める事項
変更前 223-1-1	防災上課題のある老朽化した木造建築物等の建替えを促進する。それに、公共施設等を整備することにより、住環境の向上と併せて、土地の有効利用を図り、都市機能の更新に努める。	門真市 約46ha	門真市北部地区	地区の再開発、整備等の主たる目標	防災上課題のある老朽化した木造建築物等の建替えを促進する。それに、公共施設等を整備することにより、住環境の向上と併せて、土地の有効利用を図り、都市機能の更新に努める。	木造賃貸住宅等の建替えによる建築物の不燃化・耐震化を促進する。	国道163号、大阪中央環状線、第一京阪道路を防災上重要な車道として活用し、基本安全輪として都市計画道路擴屋川大東線の整備を進めると共に、防災性向上の主生活道路及び公園の整備を図る。	防災性の高い市街地を形成するための各種施策の強化を図るとともに、住宅市街地総合整備事業等の実施や木造賃貸住宅等の建築物の不燃化・耐震化を誇示し、官民の連携を図りながら効果的な再開発を促進する。	住宅市街地総合整備事業	防災再開発促進地区
	防災上課題のある老朽化した木造建築物等の建替えを促進する。それに、公共施設等を整備することにより、住環境の向上と併せて、土地の有効利用を図り、都市機能の更新に努める。	門真市 約46ha	門真市北部地区	地区の再開発、整備等の主たる目標	防災上課題のある老朽化した木造建築物等の建替えを促進する。	木造賃貸住宅等の建替えによる建築物の不燃化・耐震化を促進する。	国道163号、大阪中央環状線、第二京阪道路を防災上重要な車道として活用し、基本安全輪として都市計画道路擴屋川大東線の整備を進めると共に、防災性向上の主生活道路及び公園の整備を図る。	防災性の高い市街地を形成するための各種施策の強化を図るとともに、住宅市街地再開発事業	住宅市街地総合整備事業	防災再開発促進地区
変更後 223-1-1	商業・業務機能の集積地として、駅前商業機能の集積を図る。	門真市 約46ha	門真市北部地区	地区の再開発、整備等の主たる目標	防災上課題のある老朽化した木造建築物等の建替えを促進する。それに、公共施設等を整備することにより、住環境の向上と併せて、土地の有効利用を図り、都市機能の更新に努める。	木造賃貸住宅等の建替えによる建築物の不燃化・耐震化を促進する。	国道163号、大阪中央環状線、第二京阪道路を防災上重要な車道として活用し、基本安全輪として都市計画道路擴屋川大東線の整備を進めると共に、防災性向上の主生活道路及び公園の整備を図る。	防災性の高い市街地を形成するための各種施策の強化を図るとともに、住宅市街地再開発事業	住宅市街地総合整備事業	防災再開発促進地区
	駅前商業ゾーンとして、駅前交通広場などと連携する。	東大阪市 約5ha	JR德庵駅周辺地区	地区の再開発、整備等の主たる目標	利便性の高い駅前に商業機能の集積を図る。	商業・業務機能の集積地として、公共交通の共同化・不燃化を図る。	駅前交通広場などと連携する。都市型住宅の立体交差化を促進する。	駅前交通広場などを整備する。IR学研都市線の立体交差化を促進する。	駅前交通広場などを整備する。IR学研都市線の立体交差化を促進する。	駅前交通広場などを整備する。IR学研都市線の立体交差化を促進する。
変更前 227-1-1	JR德庵駅周辺地区	約5ha	東大阪市	地区の再開発、整備等の主たる目標	利便性の高い駅前に商業機能の集積を図る。	商業・業務機能の集積地として、公共交通の共同化・不燃化を図る。	駅前交通広場などを整備する。都市型住宅の建設を促進する。	駅前交通広場などを整備する。都市型住宅の建設を促進する。	駅前交通広場などを整備する。都市型住宅の建設を促進する。	駅前交通広場などを整備する。都市型住宅の建設を促進する。
	近畿布施駅周辺地区	約35ha	東大阪市	地区の再開発、整備等の主たる目標	東大阪市の地域核にふさわしい商業・業務機能の集積を図る。	商業・業務機能の集積地として、公共交通の共同化・不燃化を図る。	近畿布施駅周辺では、市街地再開発事業を促進する。民間建設活動の誘導により建物の共同化・不燃化を促進する。	井田長堂線、足代荒川線などを整備する。地区周辺と一緒にした歩行者空間を整備する。	井田長堂線、足代荒川線などを整備する。地区周辺と一緒にした歩行者空間を整備する。	井田長堂線、足代荒川線などを整備する。
変更後 227-2-1	近畿布施駅周辺地区	約35ha	東大阪市	地区の再開発、整備等の主たる目標	地域の核にふさわしい商業・業務機能の集積を図る。	商業・業務機能の集積地として、公共交通の共同化・不燃化を図る。	近畿布施駅周辺では、市街地再開発事業を促進する。民間建設活動の誘導により建物の共同化・不燃化を促進する。	井田長堂線、足代荒川線などを整備する。地区周辺と一緒にした歩行者空間を整備する。	井田長堂線、足代荒川線などを整備する。	井田長堂線、足代荒川線などを整備する。
	近畿布施駅周辺地区	約35ha	東大阪市	地区の再開発、整備等の主たる目標	地域の核にふさわしい商業・業務機能の集積を図る。	商業・業務機能の集積地として、公共交通の共同化・不燃化を図る。	近畿布施駅周辺では、市街地再開発事業を促進する。民間建設活動の誘導により建物の共同化・不燃化を促進する。	井田長堂線、足代荒川線などを整備する。地区周辺と一緒にした歩行者空間を整備する。	井田長堂線、足代荒川線などを整備する。	井田長堂線、足代荒川線などを整備する。

新旧対照表

※下線部が変更箇所

別表2 計画的な再開発が必要な市街地のうち特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区

番号	地区名	地区面積	市町村名	地区的再開発、整備等の主たる目標	用途、密度に関する基本の方針、その他の土地利用計画の概要	建築物の更新の方針	都市施設及び地区施設の整備の方針	再開発の推進のため必要な公共及び民間の役割、再開発の促進のための条件整備等の措置	概ね5年以内に実施予定の主要な面的整備事業又は住宅整備事業の計画概要	概ね5年以内に実施予定の主要な面的整備事業又は住宅整備事業の計画概要
変更前 227-2-2	近鉄長瀬駅周辺地区	約15ha	東大阪市	駅前商業ゾーンとして、商業機能の集積を図る。	商業・業務機能の集積と、公共交通の共同化・不燃化を促進する。 また土地の高度利用を図る。	民間建設活動の誘導により建物の共同化・不燃化を促進する。 都市型住宅の建設を促進する。	柏田長瀬駅及び近鉄長瀬駅前交通広場などを整備する。 近鉄大阪線の立体交差化を図る。	柏田長瀬駅及び近鉄長瀬駅前交通広場などを整備する。 近鉄大阪線の立体交差化を促進する。	柏田長瀬駅及び近鉄長瀬駅前交通広場などを整備する。 近鉄大阪線の立体交差化を促進する。	
変更後 227-2-2	近鉄新大阪駅周辺地区	約15ha	東大阪市	利便性の高い駅前に商業機能の集積を図る。	商業機能の集積と、公共交通の共同化・不燃化を促進する。 また土地の高度利用を図る。	民間建設活動の誘導により建物の共同化・不燃化を促進する。 都市型住宅の建設を促進する。	柏田長瀬駅及び近鉄新大阪駅前交通広場などを整備する。 近鉄大阪線の立体交差化を促進する。	柏田長瀬駅及び近鉄新大阪駅前交通広場などを整備する。 近鉄大阪線の立体交差化を促進する。	柏田長瀬駅及び近鉄新大阪駅前交通広場などを整備する。 近鉄大阪線の立体交差化を促進する。	
変更前 227-2-3	近鉄新大阪駅周辺地区	約16ha	東大阪市	利便性の高い駅前に商業機能の集積を図る。	商業・業務機能の集積と、公共交通の共同化・不燃化を促進する。 また土地の高度利用を図る。	民間建設活動の誘導により建物の共同化・不燃化を促進する。 都市型住宅の建設を促進する。	足代金剛線、渋川友井線及び近鉄新大阪駅前交通広場などを整備する。 近鉄大阪線の立体交差化を促進する。	足代金剛線、渋川友井線及び近鉄新大阪駅前交通広場などを整備する。 近鉄大阪線の立体交差化を促進する。	足代金剛線、渋川友井線及び近鉄新大阪駅前交通広場などを整備する。 近鉄大阪線の立体交差化を促進する。	
変更後 227-2-3	JR長瀬駅周辺地区	約10ha	東大阪市	駅前商業ゾーンとして、商業機能の集積を図る。	商業機能の集積と、公共交通の共同化・不燃化を促進する。 また土地の高度利用を図る。	民間建設活動の誘導により建物の共同化・不燃化を促進する。 都市型住宅の建設を促進する。	大阪八尾駅、柏田長瀬駅などを利用した整備する。	大阪八尾駅、柏田長瀬駅などを利用した整備する。	大阪八尾駅、柏田長瀬駅などを利用した整備する。	
変更前 227-2-4	JR長瀬駅周辺地区	約10ha	東大阪市	駅前商業ゾーンとして、商業機能の集積を図る。	商業機能及び公共交通の集積と、公共交通の共同化・不燃化を促進する。 また土地の高度利用を図る。	民間建設活動の誘導により建物の共同化・不燃化を促進する。 都市型住宅の建設を促進する。	大阪八尾駅、柏田長瀬駅などを利用した整備する。	大阪八尾駅、柏田長瀬駅などを利用した整備する。	大阪八尾駅、柏田長瀬駅などを利用した整備する。	
変更後 227-2-4	JR長瀬駅周辺地区	約10ha	東大阪市	地域の核にふさわしい、商業機能等の都市機能の集積を図る。	商業機能等の都市機能の集積と、公共交通の共同化・不燃化を促進する。 また土地の高度利用を図る。	民間建設活動の誘導により建物の共同化・不燃化を促進する。 都市型住宅の建設を促進する。	大阪八尾駅、柏田長瀬駅などを利用した整備する。	大阪八尾駅、柏田長瀬駅などを利用した整備する。	大阪八尾駅、柏田長瀬駅などを利用した整備する。	
変更前 227-3-1	東大阪市新都心整備地区	約140ha	東大阪市	東大阪地域の都市拠点にふさわしい魅力がある各種機能を集積した新都心の形成を図る。	行政・文化・商業・業務施設及び都市型住宅を適正に配置し、計画的な土地の高度利用を図る。	計画的な土地利用の転換を図るため、民間の建設活動を促進する。 都市型住宅の建設を促進する。	地区周辺と一括りなった歩行者空間を整備する。	地区周辺と一括りなった歩行者空間を整備する。	地区周辺と一括りなった歩行者空間を整備する。	
変更後 227-3-1	東大阪市中央地区	約140ha	東大阪市	東大阪市の中心観点にふさわしい魅力ある各種機能を集積した拠点の形成を図る。	行政・文化・商業・業務施設及び都市型住宅を適正に配置し、計画的な土地の高度利用を図る。	民間建設活動の誘導により建物の共同化・不燃化を促進する。 都市型住宅の建設を促進する。	大阪モノレールの整備を推進する。 またJR新大阪駅周辺において、若江筋田線などを整備する。	大阪モノレールの整備を推進する。 またJR新大阪駅周辺において、若江筋田線などを整備する。	大阪モノレールの整備を推進する。 またJR新大阪駅周辺において、若江筋田線などを整備する。	

新旧対照表

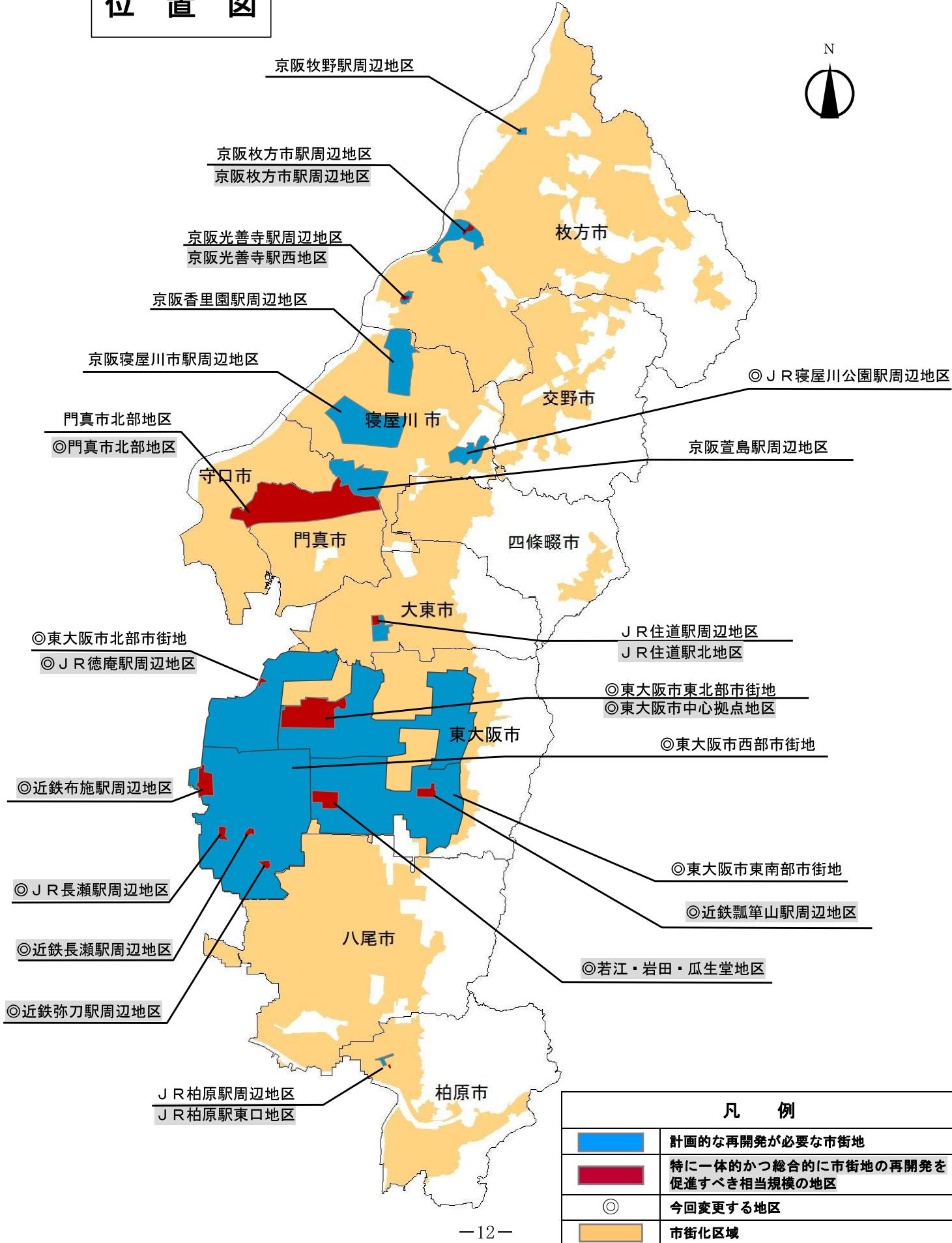
※下線部が変更箇所

別表2 計画的な再開発が必要な市街地のうち特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区

	番号	地区名	地区面積	市町村名	地区的再開発、整備等の主たる目標	基本の方針 その他の土地利用計画の概要	建築物の更新の方針	都市施設及び地区施設の整備の方針	再開発の推進のため必要な公共施設の整備、再開発の促進のための条件整備等の措置	概ね5年以内に実施予定の主要な面的整備事業又は住宅整備事業の計画概要	その他必要に応じて定める事項
変更前	227-4-1	近畿若江岩田駅周辺地区	約13ha	東大阪市	駆前商業ゾーンとして、商業機能の集積を図る。	商業機能の集積と、公共交通の整備による。 その他の土地利用計画の概要	民間建設活動の誘導による建物の共同化・不燃化を促進する。 都市型住宅の建設を促進する。	大阪瓢箪山線などを整備する。 近畿奈良線連続立体交差事業を進めめる。			
変更後		(削除)									
変更前	227-4-2	近畿河内花園駅周辺地区	約9ha	東大阪市	駆前商業ゾーンとして、商業機能の集積を図る。	商業機能の集積と、公共交通の整備による。 その他の高度利用を図る。	民間建設活動の誘導による建物の共同化・不燃化を促進する。 都市型住宅の建設を促進する。	近畿奈良線連続立体交差事業を進めめる。			
変更後		(削除)									
変更前	227-4-1	若江・岩田・瓜生堂地区	約49ha	東大阪市	(指定期)						
変更後											
変更前	227-4-3	近畿瓢箪山駅周辺地区	約17ha	東大阪市	東大阪市地域核として、商業・業務機能の集積を図る。	防災上課題のある老朽化した建築物等の不燃化を促進する。 防災良好な住宅の供給を図ることにより、住環境の向上と併せて土地の有効利用を図る。	地区内における耐震・消防火警警報設備の整備による。 都市型住宅の建設を促進する。 公共交通機関等の都構機能の集積と、公共交通機関の整備による。 と併せて土地の有効利用を図る。	主要生産道路を防災公共施設に指定し、整備する。 大阪モノレールの整備を推進する。 公共交通機関の整備をする。	地区内における耐震・消防火警警報設備の向上に寄与する。 都市型住宅の建設を促進する。 公共交通機関の整備を推進する。	住宅市街地総合整備事業に寄与する。	防災再開発促進地区
変更後											

東部大阪都市計画都市再開発の方針の変更

位置図



南部大阪都市計画都市再開発の方針の変更（大阪府決定）

1. 変更の概要

対象市名	変更項目	変更内容
和泉市 高石市	計画的な再開発が必要な市街地	<ul style="list-style-type: none"> ・ J R 北信太駅前周辺市街地を追加する。 ・ 南海羽衣駅周辺地区の方針等を変更する。
	特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 南海羽衣駅前地区を削除する。

2. 変更理由

都市再開発法第2条の3第1項の規定に基づく「都市再開発の方針」について、都市における土地利用の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、「計画的な再開発が必要な市街地」及び当該市街地に係る再開発の目標等を変更する。また、開発整備の進捗等にあわせて、「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」及び当該地区の計画の概要を変更する。

別表1 計画的な再開発が必要な市街地

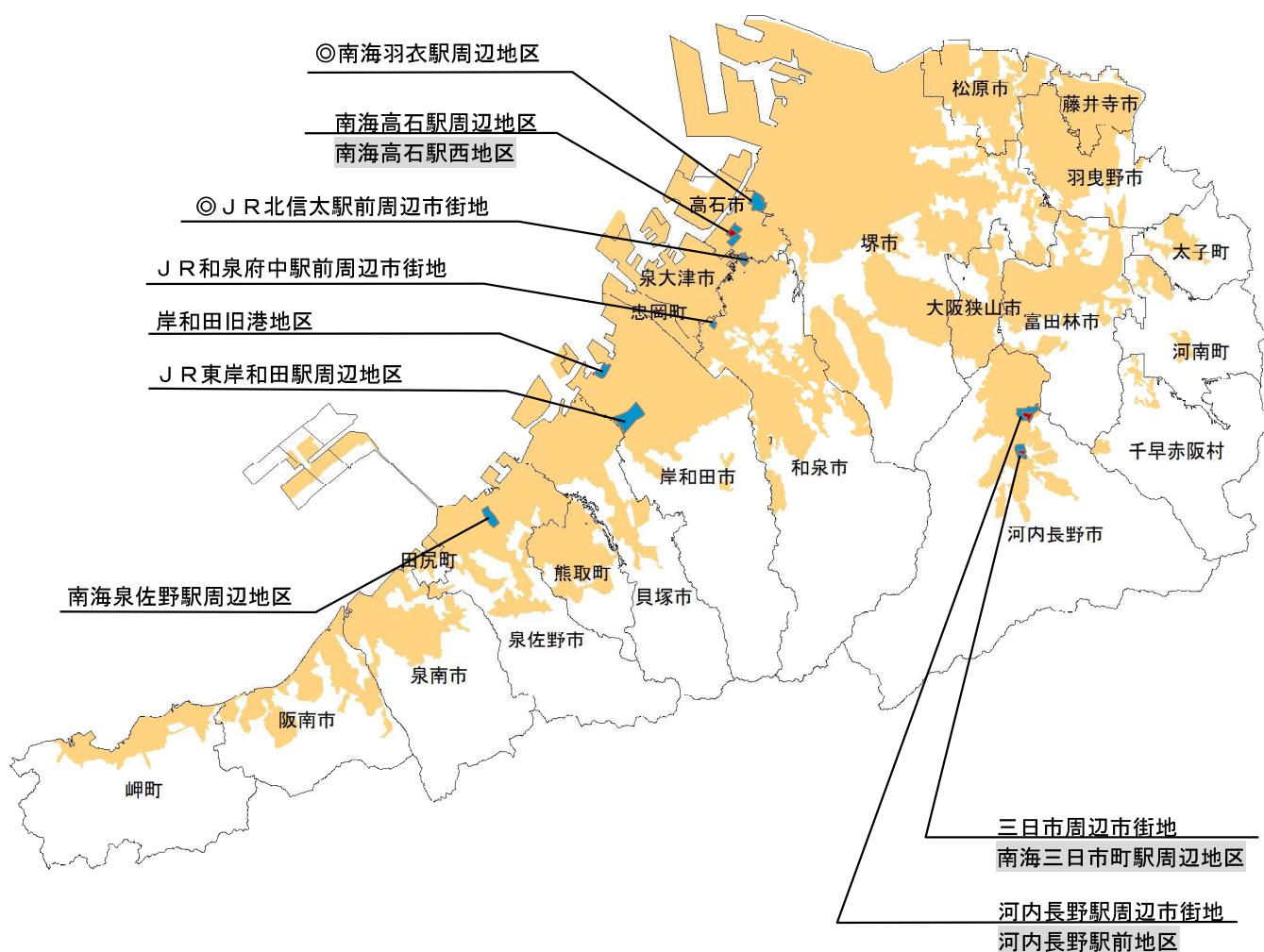
番号	計画的な再開発が必要な市街地	面積	市町村名	再開発の目標	土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針	特に整備効果が大きいと予想される地区又は特に早急に再開発を行なうことが望ましい地区	特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区	備考
変更前	(指定なし)							
変更後 219-2 <u>JR北信太駅前周辺市街地</u>	駅前広場や駅へのアーケース道路、東西自由通路のリニアフリー化をはじめとした駅周辺の基盤整備を進めることとともに、地域の貴重な歴史資産を活用し、暮らしの質・交流・活力の向上により、都市の利便性や魅力を維持しながら躍進していくまちを目指す。	約5.9ha	和泉市	駅前広場や駅へのアーケース道路、東西自由通路のリニアフリー化をはじめとした駅周辺の基盤整備を進めることとともに、地域の貴重な歴史資産を活用し、暮らしの質・交流・活力の向上により、都市の利便性や魅力を維持しながら躍進していくまちを目指す。	都市計画道路北信太駅前広場企画の実現や東西自由通路のリニアフリー化をはじめとした駅周辺の基盤整備を進めることによる生活利便機能や賑わいを備えた環境整備の促進を図る。	特に駅前広場や東西自由通路のリニアフリー化をはじめとした駅周辺の基盤整備を進めることによる生活利便機能や賑わいを備えた環境整備の促進を図る。	特に駅前広場や東西自由通路のリニアフリー化をはじめとした駅周辺の基盤整備を進めることによる生活利便機能や賑わいを備えた環境整備の促進を図る。	
変更前 225-2 南海羽衣駅周辺地区	大阪市都心部への便利なアクセスを活かして都市核及び近隣商業地としての機能を充実するとともに、防災性に優れた周辺の居住環境の改善を図る。	約53ha	高石市	羽衣駅周辺地区は、再開発などを促進し商業、業務地としての土地利用の集約化を図る。	羽衣駅周辺地区は、再開発などを促進し商業、業務地としての土地利用の集約化を図る。	羽衣駅周辺地区は、再開発などを促進し商業、業務地としての土地利用の集約化を図る。	羽衣駅周辺地区は、再開発などを促進し商業、業務地としての土地利用の集約化を図る。	南海羽衣駅前地区
変更後 225-2 南海羽衣駅周辺地区	大阪市都心部への便利なアクセスを活かして都市核及び近隣商業地としての機能を充実するとともに、防災性に優れた周辺の居住環境の改善を図る。	約53ha	高石市	羽衣駅周辺の地区は商業、業務、ミニユーティ等の機能の充実を図る。	羽衣駅周辺の地区は商業、業務、ミニユーティ等の機能の充実を図る。	羽衣駅周辺の地区は商業、業務、ミニユーティ等の機能の充実を図る。	羽衣駅周辺の地区は商業、業務、ミニユーティ等の機能の充実を図る。	

別表2 計画的な再開発が必要な市街地のうち特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区

番号	地区名	地区面積	市町村名	地区の再開発、整備等の主たる目標	建築物の更新の方針	都市施設及び地区施設の整備の方針	再開発の推進のために必要な公共及び民間の役割、再開発の促進のための条件整備等の措置	概ね5年以内に実施予定の主要な整備事業又は概ね5年以内に実施予定の主要な面的整備事業の計画概要	概ね5年以内に実施予定の主要な都市計画に関する事項
変更前	225-2-1 南海羽衣駅前地区	約1.1ha	高石市	高石市の北の玄関口としての都市核として、商業・業務などの都市機能の充実及び良好な住環境の形成を図る。	駅前広場など公共施設の整備を行い、商業・業務などの都市機能の充実を図るとともに、良好な住宅供給を図る。	羽衣駅東側線、羽衣駅西側線、羽衣駅前線等の都市計画道路を防災上重要な道路として活用する。	駅前広場などの整備による施設整備を図る。	羽衣駅前地区第一種市街地再開発事業を促進する。	羽衣駅前地区第一種市街地再開発事業を促進する。
変更後				(削除)					

南部大阪都市計画都市再開発の方針の変更

位置図



凡 例	
	計画的な再開発が必要な市街地
	特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区
◎	今回変更する地区
	市街化区域

北部大阪都市計画防災街区の整備の方針の変更（大阪府決定）

1. 変更の概要

対象市名	変更項目	変更内容
豊中市	前文	・市街地の整備の方針を削除する。

2. 変更理由

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第3条第1項の規定に基づく「防災街区の整備の方針」について、市街地の整備の方針を、都市計画区域マスターplanに位置づけがあるため、削除する。

新旧対照表

変更後	変更前
<p>「北部大阪都市計画防災街区の整備の方針」を次のとおり変更する。</p> <p>密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第3条第1項第1号の規定に基づく、「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」及び当該地区的整備又は開発に関する計画の概要「別表のとおり」</p> <p>本方針は、都市計画法第7条の2 第1項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第3条第1項の規定に基づき、北部大阪都市計画区域内の市街化区域において、密集市街地の防災に関する機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図るため、防災街区の整備に係る方針等を示す。</p> <p>1. 市街地の整備の方針</p> <p>1) 市街化区域においては、原則、都市計画で建ぺい率60%以上を指定している地域について準防火地域を指定することにより、耐火建築物・準耐火建築物への建替えを誘導し、市街地の火災の延焼防止、遅延を図る。</p> <p>2) 市街化区域においては、災害危険度判定調査等を活用することにより、灾害に対して危険な市街地（以下「密集市街地」という。）を特定し、地域の実情に応じて特定防災街区整備地区や防災街区計画等の活用により、耐火建築物・準耐火建築物への建替えを適切に誘導すると共に避難地・避難路等の地区防災施設の整備を促進し、安全な市街地の形成を誘導する。</p> <p>また、耐火建築物・準耐火建築物への建替え誘導にあたっては、その促進を図るため、良好な住環境の形成の観点も踏まえながら、建ぺい率、容積率や斜線制限の緩和等、民間の建築活動を促す施策の検討にも努めるものとする。</p> <p>3) 特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区にあっては、防災再開発促進地区を指定し、住宅市街地総合整備事業（密集型）、</p>	

市街地再開発事業等、防災街区の整備に資する事業の導入を図り、都市の修復・再生に努めるものとする。

1) 市街化区域

原則、建ぺい率60%以上の地域における準防火地域指定
災害危険度判定調査等のデータを活用した密集市街地の特定

2) 密集市街地

特定防災街区整備地区や防災街区整備地区計画等の活用による
安全な市街地形成の誘導



3) 防災再開発促進地区

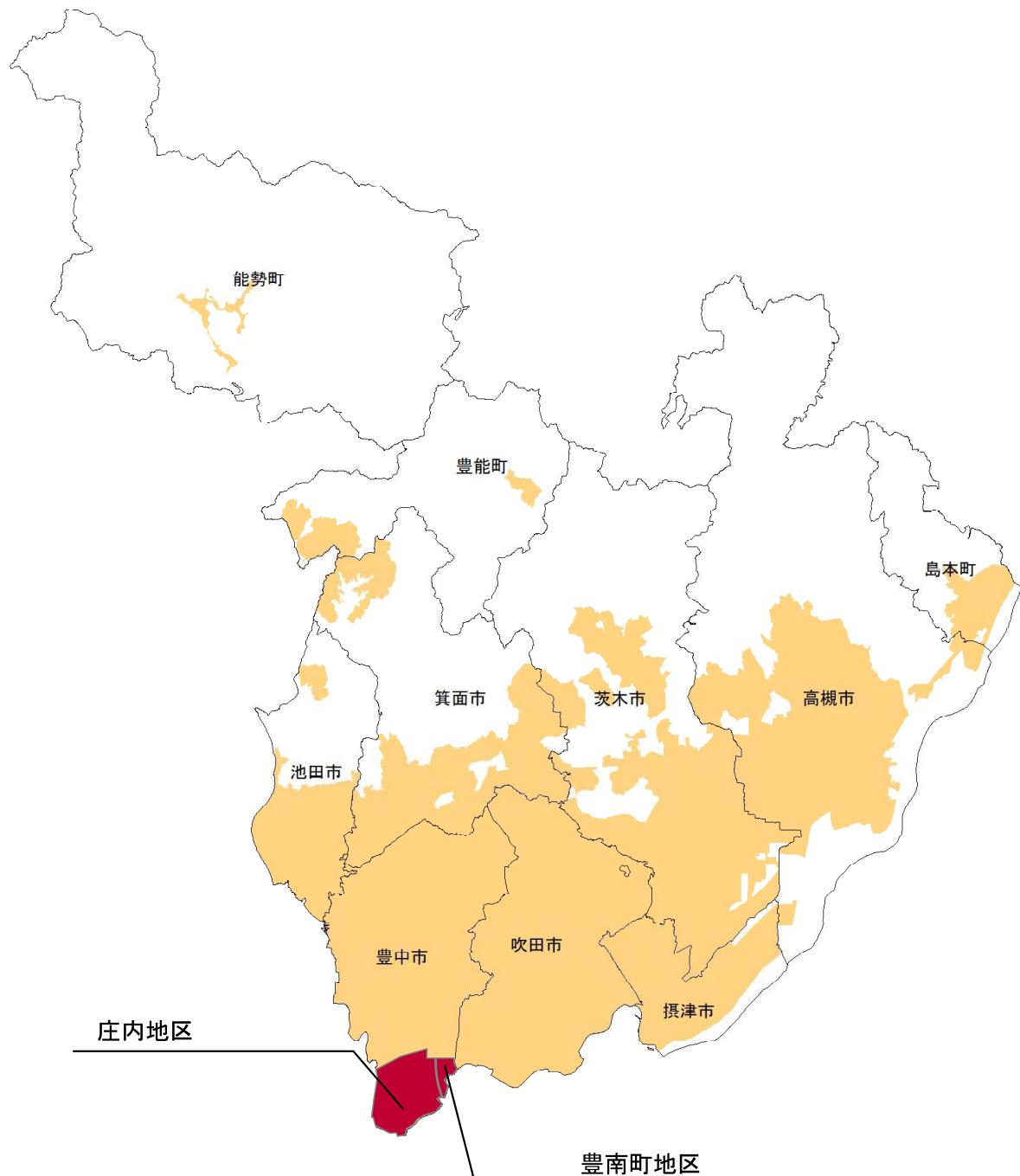
住宅市街地総合整備事業(密集型)、市街地再開発事業等による都市の
修復・再生

2. 防災再開発促進地区

- 特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区
(防災再開発促進地区) 及び当該地区の整備に関する計画の概要
を別表に示す。

北部大阪都市計画防災街区の整備の方針の変更

位 置 図



凡 例

	防災再開発促進地区
	市街化区域

東部大阪都市計画防災街区の整備の方針の変更（大阪府決定）

1. 変更の概要

対象市名	変更項目	変更内容
寝屋川市 門真市 守口市 東大阪市	前文	・市街地の整備の方針を削除する。
	特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区	・萱島東地区、池田・大利地区、寝屋川香里地区及び若江・岩田・瓜生堂地区の計画の概要を変更する。
	防災公共施設の整備及び防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備に関する計画の概要	・萱島東地区、池田・大利地区、寝屋川香里地区及び若江・岩田・瓜生堂地区を定める。

2. 変更理由

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第3条第1項の規定に基づく「防災街区の整備の方針」について、市街地の整備の方針を、都市計画区域マスターplanに位置づけがあるため、削除する。また、密集市街地の防災に関する機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図るため、「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」に係る計画の概要を変更するとともに、あわせて「防災公共施設」の整備及び「防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等」の整備に関する計画の概要を定める。

新旧対照表

変更後	変更前
<p>「東部大阪都市計画防災街区の整備の方針」を次のとおり変更する。</p> <p>1. 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第3条第1項 第1号の規定に基づく、「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」及び当該地区的整備又は開発に関する計画の概要 「別表1のとおり」</p> <p>2. 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第3条第1項 第2号の規定に基づく、「防災公共施設」の整備及び「防災公共施設と一体となつて特定防災機能を確保するための建築物等」の整備に関する計画の概要 「別表2のとおり」</p>	<p>「東部大阪都市計画防災街区の整備の方針」を次のとおり変更する。</p> <p>本方針は、都市計画法第7条の2 第1項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第3条第1項の規定に基づき、東部大阪都市計画区域内の市街化区域において、密集市街地の防災に関する機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図るため、防災街区の整備に係る方針等を示す。</p> <p>1. 市街地の整備の方針</p> <p>1) 市街化区域においては、原則、都市計画で建ぺい率60%以上を指定している地域について準防火地域を指定することにより、耐火建築物・準耐火建築物への建替えを誘導し、市街地の火災の延焼防止、遅延を図る。</p> <p>2) 市街化区域においては、災害危険度判定調査等を活用することにより、災害に対応して危険な市街地（以下「密集市街地」という。）を特定し、地域の実情に応じて特定防災街区整備地区や防災街区整備地区計画等の活用により、耐火建築物・準耐火建築物への建替えを適切に誘導すると共に避難地・避難路等の地区防災施設の整備を促進し、安全な市街地の形成を誘導する。</p> <p>また、耐火建築物・準耐火建築物への建替も踏まえながら、建ぺい率、容積率や斜線制限の緩和等、民間の建築活動を促す施策の検討にも努めるものとする。</p> <p>3) 特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区にあっては、防災再開発促進地区を指定し、住宅市街地総合整備事業（密集型）、</p>

市街地再開発事業等、防災街区の整備に資する事業の導入を図り、都市の修復・再生に努めるものとする。

1) 市街化区域

原則、建ぺい率60%以上の地域における準防火地域指定
災害危険度判定調査等のデータを活用した密集市街地の特定

2) 密集市街地

特定防災街区整備地区や防災街区整備地区計画等の活用による
安全な市街地形成の誘導



3) 防災再開発促進地区

住宅市街地総合整備事業(密集型)、市街地再開発事業等による都市の
修復・再生

2. 防災再開発促進地区

- 特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区(防災再開発促進地区)及び当該地区の整備に関する計画の概要を別表に示す。

※下線部が変更箇所

新旧対照表
特に一體的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区

番号	地区名	地区面積	市町村名	地区の再開発率、整備等の 主たる目標	防災街区に関する基本の方針、 その他の土地利用計画の概要	建築物の更新の方針	都市施設、地区防災施設 及び地区施設の整備の方針	再開発の推進のために 必要な公私及び民間の 役割、再開発の促進の ための条件整備等の措置	概ね5年以内に実施 予定の主要な住宅建設 事業の計画概要	概ね5年以内に実施 予定の主要な都市計 画に関する事項
215-1 変更前	萱島東地区	約49ha	寝屋川市	防災上課題のある老朽 木造建築物等の建替えの 促進及び主要生活道路等の供給 と良好な住環境の形成を図 ることにより、住 環境を向上させ、防災 街区としての整備を図 る。	老朽木造 建築物等の建替え の促進及び主要生活道路等の供給 と良好な住環境の形成を図 ることにより、住 環境を向上させ、防災 街区としての整備を図 る。	老朽建築物等の建 替えを足進し、土 地の合理的な利 用を図る。	都市計画道路 島東公園董 島東公園を防災上の重 要な道路及び公園として 整備に努めるとともに、主 要生活道路及び公園等 の整備に努め、地区の防 災性の向上を図る。	再開発の促進のために 必要な公私及び民間の 役割、再開発の促進の ための条件整備等の措置	住宅市街地総合整 備事業	その他必要に 応じて定める 事項
215-1 変更後	萱島東地区	約49ha	寝屋川市	防災上課題のある老朽 木造建築物等の建替えの 促進及び主要生活道路等の供給 と良好な住環境の形成を図 ることにより、住 環境を向上させ、防災 街区としての整備を図 る。	老朽建築物等の建 替えの促進及び主要生活道路等の供給 と良好な住環境の形成を図 ることにより、住 環境を向上させ、防災 街区としての整備を図 る。	老朽建築物等への 耐火建築物等への 更新を図り、地区的 不燃化と都市防災 機能の強化を進め、 災害に強いまちづくりを推進する。	都市計画道路 島東公園董 島東公園を防災上の重 要な道路及び公園として 整備に努め、地区の防 災性の向上を図る。	防災上重要な道路である 都市計画道路董良 線の整備に努めるととも に、防災機能の向上に寄 与する主要生活道路を防 災公共施設に指定し、整 備に努め、地区的防災性 の向上を図る。	住宅市街地総合整 備事業	住宅市街地総合整 備事業
215-2 変更前	池田・大利地区	約66ha	寝屋川市	防災上課題のある老朽 木造建築物等の建替えの 促進及び主要生活道路等の供給 と良好な住環境の形成を図 ることにより、住 環境を向上させ、防災 街区としての整備を図 る。	老朽木造 建築物等の建替え の促進及び主要生活道路等の供給 と良好な住環境の形成を図 ることにより、住 環境を向上させ、防災 街区としての整備を図 る。	老朽建築物等の建 替えを足進し、土 地の合理的な利 用を図る。	都市計画道路 馬江大 利線を防災上の重要な路 線として活用するととも に、主要生活道路及び公 園等の整備に努め、地区 の防災性の向上を図る。	防災上重要な道路である 都市計画道路馬江大 利線の整備に努めるととも に、防災機能の向上に 寄与する主要生活道路を 防災公共施設に指定し、 整備に努め、地区的防災 性の向上を図る。	住宅市街地総合整 備事業	住宅市街地総合整 備事業
215-2 変更後	池田・大利地区	約66ha	寝屋川市	防災上課題のある老朽 木造建築物等の建替えの 促進及び主要生活道路等の供給 と良好な住環境の形成を図 ることにより、住 環境を向上させ、防災 街区としての整備を図 る。	老朽建築物等の建替え の促進及び主要生活道路等の供給 と良好な住環境の形成を図 ることにより、住 環境を向上させ、防災 街区としての整備を図 る。	老朽建築物等の建 替えの促進により耐 火建築物等又は準 耐火建築物等への 更新を図り、地区的 不燃化と都市防災 機能の強化を進め、 災害に強いまちづくりを推進する。	防災上重要な道路である 都市計画道路馬江大 利線の整備に努めるととも に、防災機能の向上に 寄与する主要生活道路を 防災公共施設に指定し、 整備に努め、地区的防災 性の向上を図る。	防災上重要な道路である 都市計画道路馬江大 利線の整備に努めるととも に、防災機能の向上に 寄与する主要生活道路を 防災公共施設に指定し、 整備に努め、地区的防災 性の向上を図る。	住宅市街地総合整 備事業	住宅市街地総合整 備事業

※下線部が変更箇所

新旧対照表 特に一體的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区

番号	地区名	地区面積	市町村名	地区の再開発率、整備等の主たる目標	防災街区に関する基本の方針、その他の土地利用計画の概要	建築物の更新の方針	都市施設、地区防災施設及び地区施設の整備の方針	再開発の推進のために必要な公私及び民間の役割、再開発の促進のための条件整備等の措置	概ね5年以内に予定の主要な住宅建設事業の計画概要	概ね5年以内に予定の主要な都市計画に関する事項
215-3 変更前	寝屋川香里地区	約133ha	寝屋川市	防災上課題のある老朽木造建築物等の建替えの促進及び公共施設等の整備を図ることにより、住環境を向上させ、防災街区としての整備を図る。	老朽木造建築物等の建替えの促進及び主要生活道路等の整備を行い、良質な住宅の供給と良好な住環境の形成を図る。	老朽建築物等の建替えの促進により耐火建築物等への更新を行って、防災機能の向上による主要生活道路を更新する。また、地区の不燃化と都市防災機能の強化を進め、災害に強いまちづくりを推進する。	国道170号を防災上重要な道路として活用するとともに、防災機能の向上による主要生活道路を更新する。また、地区の不燃化と都市防災機能の強化を進め、災害に強いまちづくりを推進する。	国道170号を防災上重要な道路として活用するとともに、防災機能の向上による主要生活道路を更新する。また、地区の不燃化と都市防災機能の強化を進め、災害に強いまちづくりを推進する。	住宅市街地総合整備事業	住宅市街地総合整備事業
215-3 変更後	寝屋川香里地区	約133ha	寝屋川市	防災上課題のある老朽木造建築物等の促進及び公共施設等の整備を行ことにより、住環境を向上させ、防災街区としての整備を図る。	老朽木造建築物等の建替えの促進及び主要生活道路等の整備を行い、良質な住宅の供給と良好な住環境の形成を図る。	老朽化した木造住宅等の個別建築等の調査や申請證書等による建物の不燃化を図る。	主要生活道路や公園等の整備を図る。	主要生活道路や公園等の整備を図る。	住宅市街地総合整備事業	住宅市街地総合整備事業
227-1 変更前	若江・岩田・瓜生堂地区	約49ha	東大阪市	防災上課題のある老朽化した建築物等の不燃化を促進することにより、防災公共施設等を整備することにより、住環境を向上させ防災街区としての整備を図る。	主要生活道路の整備及び面積の確保、建替誘導により、防災街区の整備、住環境の改善及び都市型住宅の供給を図る。	老朽化した木造住宅等の個別建築等の調査や申請證書等による建物の不燃化を図る。	防災機能の面における耐火・準耐火建築物化を促進するとともに、防災公共施設等の整備することにより、住環境の向上と併せて土地の有効利用を図る。	地区内における耐火・準耐火建築物化を促進する。また、都市型住宅の建設を促進する。	住宅市街地総合整備事業	住宅市街地総合整備事業
227-1 変更後	若江・岩田・瓜生堂地区	約49ha	東大阪市	防災上課題のある老朽化した建築物等の不燃化を促進することにより、防災公共施設等の整備することにより、住環境の向上と併せて土地の有効利用を図る。	防災公共施設の整備により、防災街区の整備、住環境の改善を図る。また、商業、業務機能等の都市機能の集積による地域の計画的な土地区的高度利用を図る。	防災機能の面における耐火・準耐火建築物化を促進する。また、大阪モノレールの整備を推進する。また、駅前交通広場なども整備する。	防災機能の面における耐火・準耐火建築物化を促進する。また、大阪モノレールの整備を推進する。また、駅前交通広場なども整備する。	住宅市街地総合整備事業	住宅市街地総合整備事業	

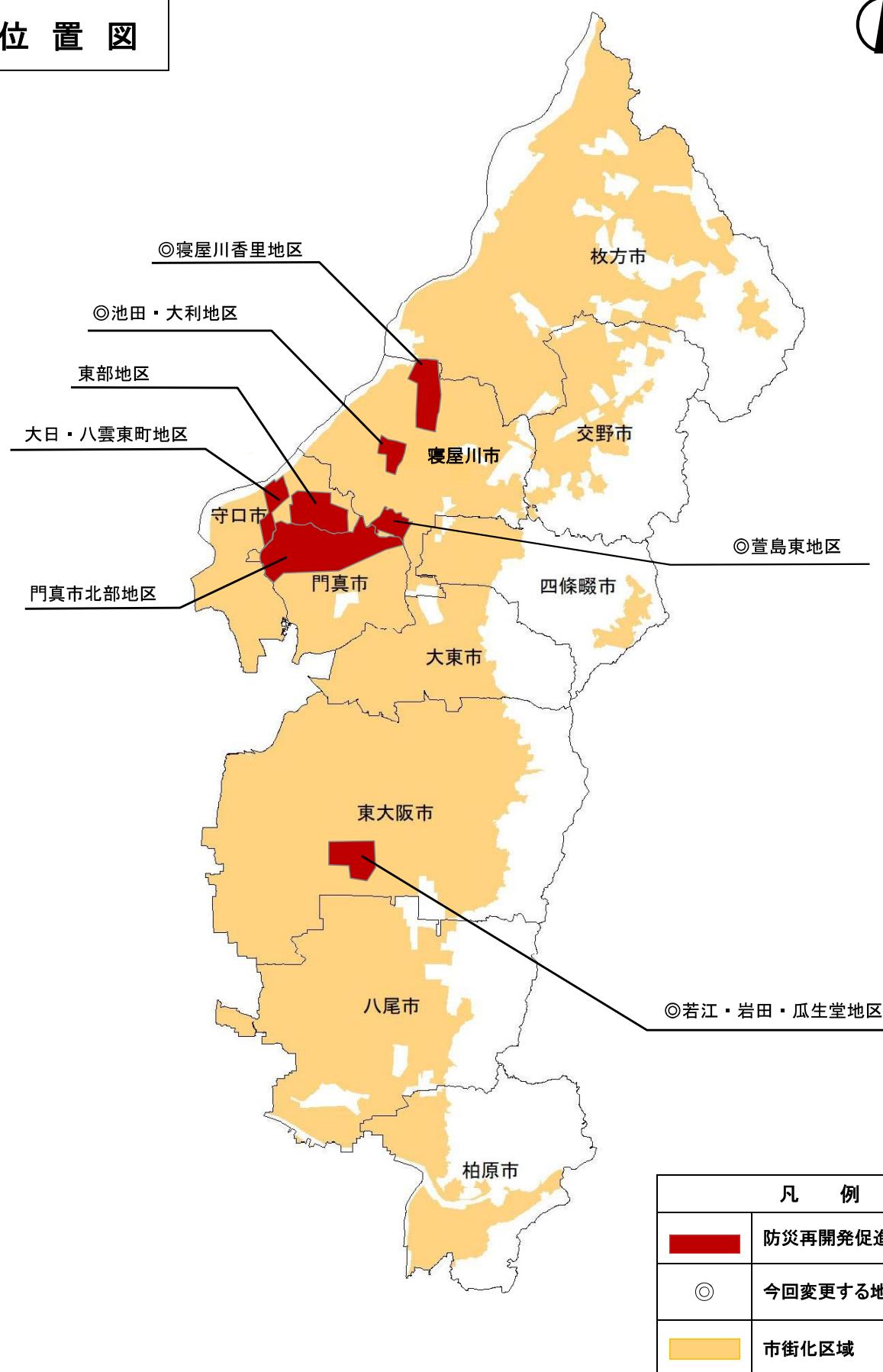
新旧対照表【新規】
別表2
①防災公共施設の整備等の概要

番号	地区名	市町村名	防災公共施設の整備の方針	整備する防災公共施設の種類	当該防災公共施設の整備の概ねのスケジュール
				道路名 号数	延長及び幅員
215-1	萱島東地区	寝屋川市	防災上重要な公共施設の整備に努め、地区的防災性向上を図る。	主要生活道路 1号壁面線 主要生活道路 2号壁面線 主要生活道路 3号壁面線	第1、2、4、6～9号 延長3,070m、幅員6.7m(一部9.2m) 第3号 第5号
215-2	池田・大和地区	寝屋川市	防災上重要な公共施設の整備に努め、地区的防災性向上を図る。	都市計画道路寝屋島讚良線	第10号 延長1,350m、幅員18m
215-3	寝屋川香里地区	寝屋川市	防災上重要な公共施設の整備に努め、地区的防災性向上を図る。	主要生活道路 1号壁面線	第1号～第4号 延長2,120m、幅員6.7m
				主要生活道路 1号壁面線	地元の不燃化向上に向けて、整備の促進を図る。
227-1	若江・岩田・瓜生堂地区	東大阪市	防災上重要な公共施設の整備に努め、地区的防災性向上を図る。	主要生活道路 岩田5号線 主要生活道路 岩田38号線 主要生活道路 桜橋通線 主要生活道路 若江42号線 主要生活道路 防災道路A号線 主要生活道路 防災道路B号線 主要生活道路 防災道路C号線	第1号 延長約80m、幅員6.7m 第2号 延長約150m、幅員6.7m 第3号 延長約210m、幅員6.7m 第4号 延長約240m、幅員6.7m 第5号 延長約170m、幅員6.7m 第6号 延長約220m、幅員6.7m 第7号 延長約120m、幅員6.7m
					地区的不燃化向上に向けて、整備の促進を図る。

②防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建物等の整備に関する計画

番号	地区名	市町村名	防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備の方針	防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備概要	防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備のスケジュール
215-1	萱島東地区	寝屋川市	防災街区整備地区計画により、特定防災機能を確保する。	建築物の構造を耐火建築物等に制限することや、壁面の位置の制限区城内における工作物の設置を規制することで、特定防災機能を確保する。	地区的不燃化向上に向けて、建替えの促進を図る。
215-2	池田・大和地区	寝屋川市	防災街区整備地区計画により、特定防災機能を確保する。	建築物の構造を耐火建築物等又は準耐火建築物等に制限することや、壁面の位置の制限区城内における工作物の設置を規制することで、特定防災機能を確保する。	地区的不燃化向上に向けて、建替えの促進を図る。
215-3	寝屋川香里地区	寝屋川市	防災街区整備地区計画により、特定防災機能を確保する。	建築物の構造を耐火建築物等又は準耐火建築物等に制限することや、壁面の位置の制限区城内における工作物の設置を規制することで、特定防災機能を確保する。	地区的不燃化向上に向けて、建替えの促進を図る。
227-1	若江・岩田・瓜生堂地区	東大阪市	防災街区整備地区計画により、特定防災機能を確保する。	建築物の構造を耐火建築物等又は準耐火建築物等に制限することや、壁面の位置の制限区城内における工作物の設置を規制することで、特定防災機能を確保する。	地区的不燃化向上に向けて、建替えの促進を図る。

位置図



南部大阪都市計画防災街区の整備の方針の変更（大阪府決定）

1. 変更の概要

対象市名	変更項目	変更内容
岸和田市	特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区	・ J R 東岸和田駅東地区を削除する。

2. 変更理由

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第3条第1項の規定に基づく「防災街区の整備の方針」について、事業の完了に伴い、本方針を廃止する。

新旧対照表

変更後	変更前
<p>「南部大阪都市計画防災街区の整備の方針」を次のとおり変更する。</p> <p>本方針は、都市計画法第7条の2 第1項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第3条第1項の規定に基づき、南部大阪都市計画区域内の市街化区域において、密集市街地の防災に関する機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図るため、「防災街区の整備に係る方針等」を示す。</p> <p>1. 市街地の整備の方針</p> <p>1) 市街化区域においては、原則、都市計画で建ぺい率60%以上を指定している地域について準防火地域を指定することにより、耐火建築物・準耐火建築物への建替えを誘導し、市街地の火災の延焼防止、遅延を図る。</p> <p>2) 市街化区域においては、災害危険度判定調査等を活用することにより、災害に対して危険な市街地（以下「密集市街地」という。）を特定し、地域の実情に応じて特定防災街区整備地区や防災街区計画等の活用により、耐火建築物・準耐火建築物への建替えを適切に誘導すると共に避難地・避難路等の地区防災施設の整備を促進し、安全な市街地の形成を誘導する。</p> <p>また、耐火建築物・準耐火建築物への建替え誘導にあたっては、その促進を図るため、良好な住環境の形成の観点も踏まえながら、建ぺい率、容積率や斜線制限の緩和等、民間の建築活動を促す施策の検討にも努めるものとする。</p> <p>3) 特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区にあっては、防災再開発促進地区を指定し、住宅市街地総合整備事業（密集型）、</p>	

市街地再開発事業等、防災街区の整備に資する事業の導入を図り、都市の修復・再生に努めるものとする。

1) 市街化区域

原則、建ぺい率60%以上の地域における準防火地域指定
災害危険度判定調査等のデータを活用した密集市街地の特定

2) 密集市街地

特定防災街区整備地区や防災街区整備地区計画等の活用による
安全な市街地形成の誘導



3) 防災再開発促進地区

住宅市街地総合整備事業(密集型)、市街地再開発事業等による都市の
修復・再生

2. 防災再開発促進地区

- 特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区
(防災再開発促進地区) 及び当該地区の整備に関する計画の概要
を別表に示す。

新旧対照表
特に一體的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区

*下線部が変更箇所

番号	地区名	地区面積	市町村名	地区の再開発、整備等 の主たる目標	防災街区に関する基本の方針、 その他の土地利用計画の概要	建築物の更新の方針	都市施設、地区防災施設 及び地区施設の整備の方針	再開発の推進のために 必要な公共及び民間の 役割、再開発の促進の ための条件整備等の措置	概ね5年以内に実施 予定の主要な面的建設 事業又は住宅建設 事業の計画概要	概ね5年以内に 決定(変更)予定 の主要な都市計 画に関する事項	その他必要に 応じて定める 事項
変更前	202-1 JR車岸和田 駅東地区	約2.9ha	岸和田市	防災上課題のある老朽木造建築物等の建替え及び不燃化を促進すると共に、公共施設の整備を図ることにより、防災街区の整備、既成市街地の活性化に資する施設の整備を図ることによる地の活性化に貢献する。また、密集市街地の安全性の向上及び防災機能の増進を図る。	老朽化した木造及び鉄骨建築物の共同、並びに公園・広場等の整備により、防災街区の整備、既成市街地の活性化に貢献する。また、密集市街地の安全性の向上及び防災機能の増進を図る。	面的整備事業、建替誘導、都市計画道路及び区画作路、並びに公園・広場等の整備により、防災街区の整備、既成市街地の活性化に貢献する。	都市計画道路東岸和田駅停車場線、駅前広場、幹線作路大阪和泉泉南線等を防災上重要な公共施設として位置づけると共に、歩行者専用道路や公園の整備を図る。	防災街区整備事業(事業中)	概ね5年以内に実施予定の主要な面的建設事業又は住宅建設事業の計画概要	概ね5年以内に決定(変更)予定の主要な都市計画に関する事項	その他必要に応じて定める事項
変更後				(削除)							

東部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定）

【門真市域】

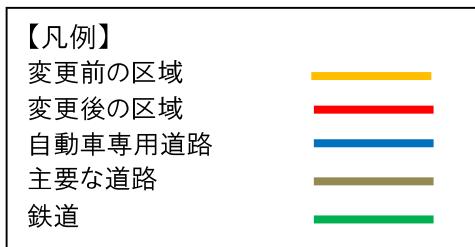
1. 変更内容

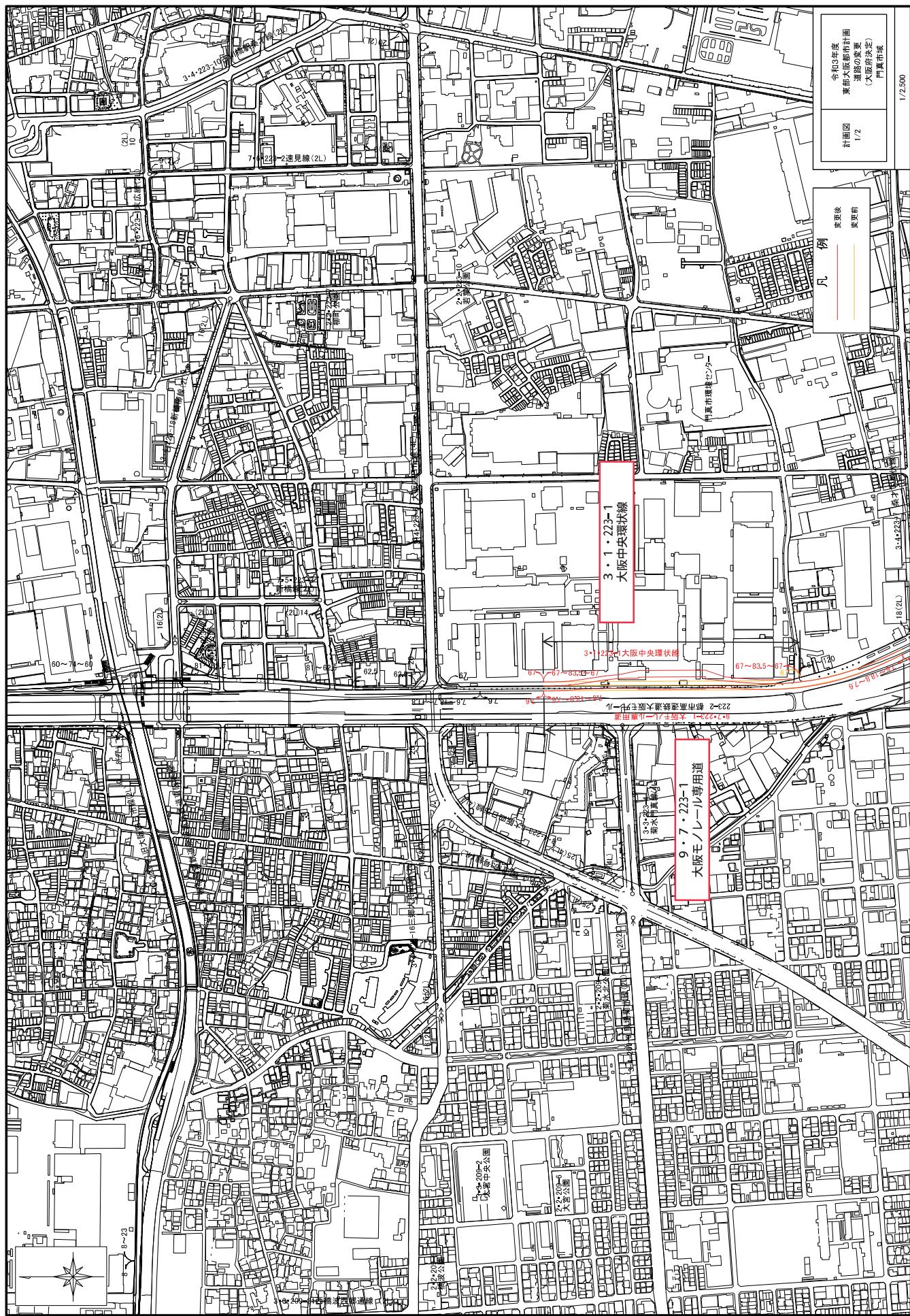
名 称	延 長	幅 員	備 考
3・1・223-1号 大阪中央環状線	約 3,760m	60m	一部区間の幅員の変更
9・7・223-1号 大阪モノレール 専用道	約 5,080m	8m	線形及び一部区間の幅員の変更

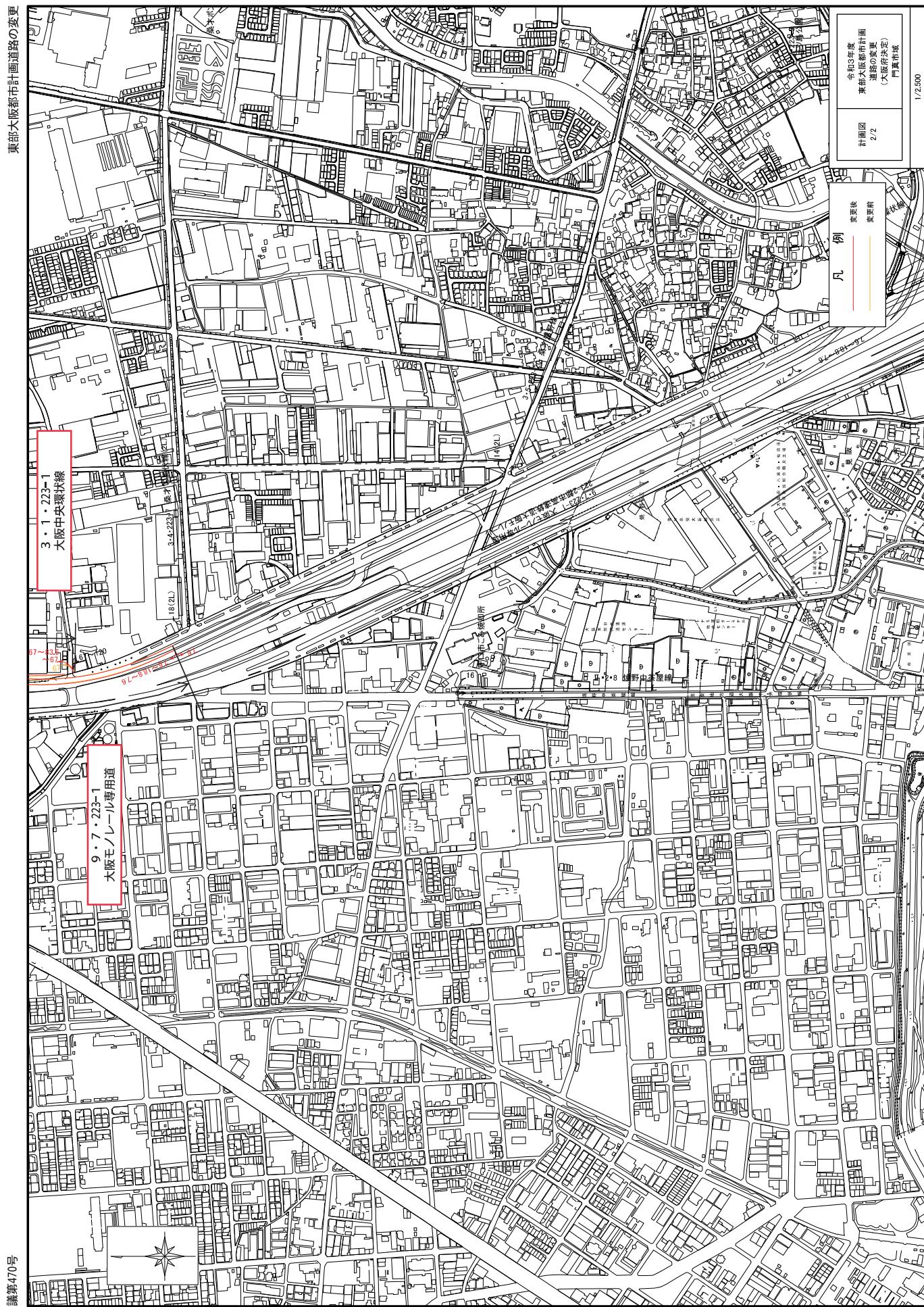
2. 変更理由

門真市駅から（仮称）門真南駅間に新たな駅を設置することにより、周辺地域の交通利便性が向上することに加え地域の発展に寄与することから、本案のとおり、3・1・223-1号大阪中央環状線及び9・7・223-1号大阪モノレール専用道を変更するものである。

位置図







東部大阪都市計画都市高速鉄道の変更（大阪府決定）

【門真市域】

1. 変更内容

名 称	延 長	備 考
223-2 号 大阪モノレール	約 5,080m	(仮称) 松生町駅の追加及び線形の変更

2. 変更理由

門真市駅から（仮称）門真南駅間に新たな駅を設置することにより、周辺地域の交通利便性が向上することに加え地域の発展に寄与することから、本案のとおり、223-2 号大阪モノレールを変更するものである。

位置図

【凡例】
変更前の区域
変更後の区域
自動車専用道路
主要な道路
鉄道



